

2026 年 8 月 3 日

各種預金規定の新設・改定のお知らせ

平素より三十三銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊行では、お客さまの利便性向上を目的として「セミセルフ窓口」の取扱いを開始するため、各種預金規定を新設・改定いたします。改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 新設する規定

(1) 電子装置使用による取引規定

当行所定の電子装置を使用して各種預金取引等の手続きを行う場合の取扱いを規定するもの。

2. 改定する規定

店頭におけるキャッシュカード認証で可能な取引を追加します。

(1) 店頭カード認証規定

改定前	改定後
(前略)	(前略)
4. (取引の種類) カード認証は以下の取引に利用することができます。 ①カード認証に利用したカード発行口座の取引店と同一 本支店内での口座開設 ②カード認証に利用したカード発行口座の名義人と同一 名義であると当行が判断する口座にかかる各種届出お よびサービスの申込 ③その他当行が定める取引	4. (取引の種類) カード認証は以下の取引に利用することができます。 ① <u>カード認証に利用したカード発行口座からの預金の払 戻し等</u> <u>②④</u> カード認証に利用したカード発行口座の取引店と同 一本支店内での口座開設 <u>③</u> <u>カード認証に利用したカード発行口座の取引店と同一 本支店内にある同一名義口座間での振替等</u> <u>④②</u> カード認証に利用したカード発行口座の名義人と同 一名義であると当行が判断する口座にかかる各種届出 およびサービスの申込 <u>⑤③</u> その他当行が定める取引
(後略)	(後略)
以 上 2 0 2 5 年 6 月 1 日現在	以 上 2 0 2 6 - 2 0 2 5 年 9 - 6 月 1 5 - 1 日現在

3. 適用日

2 0 2 6 年 9 月 1 5 日 (火)

以 上